事　務　連　絡
令和３年５月１８日

九州冷蔵倉庫協議会会長　様

九州運輸局交通政策部長

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

第６４回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において､緊急事態措置を実施すべき区域に、北海道、岡山県及び広島県を追加するとともに（期間：5/16－5/31）、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に、群馬県、石川県及び熊本県を追加しました（期間：5/16－6/13）。あわせて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）を変更しました。

これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添１～４のとおり、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について依頼があり、さらに別添５のとおり、引き続き基本的対処方針において、緊急事態宣言を実施すべき都道府県及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域である都道府県では、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛について住民に対して協力の要請を行うこと、変異株による感染が増加していることを踏まえ、他の地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の都道府県間の移動は極力控えるよう促すこととしています。

そして、政府対策本部で示された方針を受けて開催された第２６回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添６のとおり大臣指示がありました。

貴協会におかれましては、傘下会員に対し、別添１～６について周知していただくとともに、基本的対処方針に基づく感染予防対策の徹底、テレワーク等の推進、催物開催時における感染防止対策の徹底、施設における感染防止の徹底について協力依頼を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

（別添１）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「新型コロナウイルス感染症対策に関する新型コロナウイルス緊急事態宣言等について」
（別添１別紙１）新型コロナウイルス感染症対策本部長
「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更」
（別添１別紙２）新型コロナウイルス感染症対策本部長
「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示」
（別添１別紙３）新型コロナウイルス感染症対策本部決定
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和３年５月14日変更）
（別添１別紙４）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（新旧対照表）

（別添２）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について」
（別添３）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」
（別添４）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「令和３年５月１４日付け事務連絡『基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について』の補足について」
（別添５）移動の自粛に向けた呼びかけについて
（別添６）第２６回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示